

2017年4月吉日

お客様 各位

中央労働金庫

## 有担保ローンにかかる保証料の改定について

拝啓 桜花の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より<中央ろうきん>をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、2017年5月より有担保ローンをご利用いただく際の保証について、お客様が当金庫指定の保証協会である日本労働者信用基金協会にお支払いいただく保証料を改定いたします。

今回の改定は、団体会員の構成員の方限定で保証料の一部が引下げとなる内容となっています。詳細については、取扱店にご確認ください。

今後とも商品・サービスの充実を図って参りますので<中央ろうきん>に変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 改定内容（今回の変更内容に下線）

#### (1) 一括前払い方式

ご融資時に一括して所定の保証料額をお支払いいただく方式です。以下の通り、下限の保証料額を引下げます。

<現行>※保証料額の例示（100万円あたり） （単位：円）

期間	10年	20年	30年	35年
保証料額	4,761～13,331	9,031～25,285	12,953～36,269	14,806～41,455

<改定後>※保証料額の例示（100万円あたり） （単位：円）

期間	10年	20年	30年	35年
保証料額	<u>3,809</u> ～13,331	<u>7,225</u> ～25,285	<u>10,363</u> ～36,269	<u>11,845</u> ～41,455

#### (2) 月次後払い方式

ご融資金利に保証料率を含める方式です（保証料率分をご融資金利に上乗せします）。以下の通り、下限の保証料率を引下げます。

※保証料率の例示

<現行> 年0.14%～年0.36%	→	<改定後> <u>年0.10%</u> ～年0.36%
-----------------------	---	--------------------------------

※上記(1)・(2)の下限の保証料額・保証料率の引下げについては、団体会員の構成員の方限定の内容となります。

※上記(1)・(2)は、担保評価等により保証料額・保証料率が異なります。

### 2. 適用開始日

2017年5月1日（月）実行分より

以上